

所得補償共済

ご契約に際して

共済契約は長期にわたるご契約です。ご契約に際し、以下の項目をご確認いただき、制度内容等をよくご理解のうえ、ご契約くださいますようお願い申し上げます。

- **共済掛金**
1口500円。被共済者の平均月間所得額の範囲内で最高20口までご加入できます。年齢別月額補償額表をご参照ください。
- **補償時の年齢**
万一の場合のお支払いは、就業不能発生時の実年齢によります。
※ただし、共済期間中(1年間)において満年齢が上がっても月額補償額の変更はありません。
- **ご加入条件**
加入日現在、健康でかつ正常に就業し、また日常生活を営んでいる方に限ります。
ご加入の際は、申込書記載の告知書におこたえください。
- **ご加入年齢**
満15歳以上満65歳未満。ただし、満65歳以上満70歳未満の方は継続延長の場合に限り加入することができ、70歳の誕生日の属する月の末日まで継続することができます。また、被共済者の平均月間所得額を証明する書類をご提示ください。
- **掛金の払込方法**
お客様の口座から自動引落し。お申し込み月の翌月より、毎月27日に引落します(土・日・祝祭日の場合は翌営業日)。
初めてご契約される場合は、初回掛金引落し時に出資金300円(3口分)以上を同時に引落します。
- **効力の開始**
お申し込み月の翌月1日からとなります。加入日から責任開始日までの就業不能については共済金はお支払いできません。
- **ご契約の自動継続**
ご契約者から変更ならびに解約のお申し出がない場合、ご契約は毎年自動継続となります。

共済金のお支払い

1. **新規契約の場合**
共済期間中に身体障害を被り、その直接の結果として就業不能になること。
2. **就業不能が開始したときの通知**
(1) 就業不能期間が開始したときは、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は、就業不能期間が開始した日からその日を含めて30日以内に、身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等の詳細を組合に書面により通知し、その通知内容について組合が説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
(2) 就業不能期間が1か月以上継続するときは、被共済者が1か月ごとに就業不能が継続していることの証明を書面をもって組合に通知しなければなりません。
3. **共済金の請求**
下記のいずれかの日からその日を含めて30日以内に所定の書類を組合に提出して請求してください。
(1) 継続して8日以上就業不能期間が終了した日。
(2) 就業不能の期間がてん補期間を超えて継続した時は、てん補期間の末日。
(3) 被共済者が、てん補期間の初日からてん補期間の末日までの就業不能中に死亡した時は、被共済者が死亡した日。
4. **共済金の支払額**
(1) 就業不能期間1か月あたりの月額補償額は、年齢別月額補償額表に準じてお支払いいたしますが、平均月間所得額が表記載の実年齢補償額に満たないときは、平均月間所得額を就業不能期間1か月分の月額補償額として、お支払いいたします。
(2) 就業不能期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により共済金の額を決定します。

共済金をお支払いできない場合(主なもの)

1. 故意または重大な過失によって被った身体障害
2. 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った身体障害
3. 麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害
4. 妊娠、出産、早産、または流産によって被った身体障害
5. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動によって被った身体障害
6. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った身体障害
7. 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚症状のないもの
8. 精神病、知的障害、人格異常、アルコール依存および薬物依存等の精神障害

※補償内容の詳細につきましては、広島県共済組合員相談室(☎0120-708030)もしくは、共済約款にてご確認ください。

FAX資料請求申込書

事業所名	役職・担当者名
	電話番号
住 所	FAX番号

毎日ガンバル事業主・従業員の皆様へ

所得補償共済

月々掛金
一口あたり
500円から

就業不能時の補償に最適!!

広島県共済の『所得補償共済』は、事業所の役員および従業員の方が
万一の病気やケガで働けなくなった時の
経済的損失を補償する共済制度です。

●今、あなたが
ご加入の保険は
自宅療養中の
補償も万全ですか？

●万一の病気や
ケガの時
お給料は
どうなるの？

●病気やケガで
働けない時の
生活費や家賃は
どうするの？

こんな
時こそ！

就業不能時の
補償に最適な
『所得補償共済』
がお勧めです!!



ニコニコサービス (福利厚生サービス)のごあんない



エルフルカード



広島県内のレクリエーション施設や宿泊施設、飲食施設などが優待割引でご利用できます。(約450施設)



健康もしもし24



電話1本で健康についての悩みや質問に、医療アドバイザーがお応えします。(通話料無料・年中無休・24時間体制)



あんしん情報誌



健康をテーマに、広島県内の情報や暮らしに役立つアドバイスを掲載した情報誌「あんしん」。年4回発行。季節ごとにお届けします。

所得補償共済にご加入いただくと、ニコニコサービスをご利用いただける特典があります。

組合員相談室

- ご契約者名・住所等の変更
 - 被共済者等の内容の変更
 - 共済金の請求
 - ニコニコサービスについて
- 広島県共済組合員相談室までご連絡ください。

フリーダイヤル
0120-708030



※ニコニコサービス(福利厚生サービス)は予告なく変更することがあります。

■お申し込み・お問い合わせは

■共済引受組合



共済だから安心

広島県共済

広島県中小企業共済協同組合
〒730-0048 広島市中区竹屋町4-17
http://www.kyosai.or.jp

広島県共済組合員相談室

0120-708030

(広島県認可)

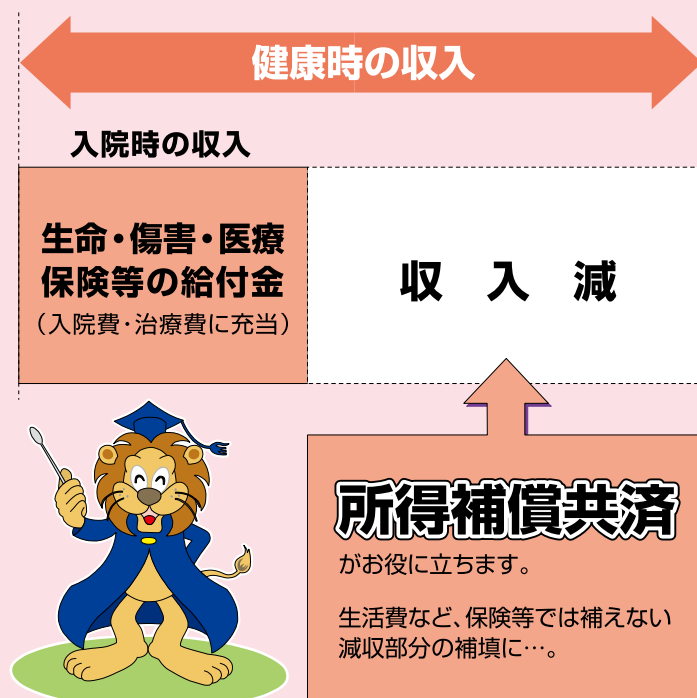
所得補償共済とは!?

広島県共済の所得補償共済は、加入者が疾病、交通傷害、傷害などで就業不能になった場合に被る経済的な損失をカバーする就業不能補償型の共済制度です。死亡補償をなくし、就業不能時の補償（生存補償）一本に絞った画期的な制度で、被共済者の所得の範囲内で補償額をお決めいただけます。

こんなとき安心です!!

万一の入院に備えて、ご加入の保険では医療費の補填はできても収入減のカバーはできません。あなたが働けない間、生活費やローンの支払いはどうなるのでしょうか？

こんなときお役に立ちます!!



所得補償共済の特長は!!

1 最高1年間の長期補償。

病気やケガで就業不能になられた場合、月々の所得損失を加入口数に応じて月間所得額の範囲内で共済金として受け取れる制度です。
※最初の7日間（免責期間）はお支払いの対象になりません。

2 24時間のワイド補償。

お仕事や日常生活をはじめ、スポーツやレジャーでの病気やケガもワイドに補償。働き盛りの皆様の頼れる共済制度です。

3 共済金は契約者にお支払い。

共済金は、会社、または事業主（契約者）にお支払いします。また、他の保険・共済や労災認定に関係なくお支払いします。

4 ご加入手続きは簡単です。

ご加入は告知でOK!掛金のお支払いはご指定の金融機関からの自動引落しで、皆様のお手間を取らせません。

共済だから
安心だね!



年齢別月額補償額表 〈単位：円〉

月額補償額は年齢によって変わります。したがって、万一の場合のお支払いは就業不能発生時の実年齢によります。※ただし、共済期間中（1年間）において満年齢が上がっても月額補償額の変更はありません。
(注1) 被共済者の年齢が満65歳以上満70歳未満の場合は、継続延長で加入の場合のみ、下記月額補償額が適用になります。

	500円型 (1口)	1,000円型 (2口)	1,500円型 (3口)	2,000円型 (4口)	2,500円型 (5口)	3,000円型 (6口)	3,500円型 (7口)	4,000円型 (8口)	4,500円型 (9口)	5,000円型 (10口)	5,500円型 (11口)	6,000円型 (12口)	6,500円型 (13口)	7,000円型 (14口)	7,500円型 (15口)	8,000円型 (16口)	8,500円型 (17口)	9,000円型 (18口)	9,500円型 (19口)	10,000円型 (20口)
満15歳～満20歳未満	97,500	195,000																		
満20歳～満25歳未満	66,900	133,800	200,700	267,600	334,500	401,400	468,300	535,200	602,100	669,000										
満25歳～満30歳未満	59,400	118,800	178,200	237,600	297,000	356,400	415,800	475,200	534,600	594,000	653,400	712,800	772,200	831,600	891,000	950,400				
満30歳～満35歳未満	48,000	96,000	144,000	192,000	240,000	288,000	336,000	384,000	432,000	480,000	528,000	576,000	624,000	672,000	720,000	768,000	816,000	864,000	912,000	960,000
満35歳～満40歳未満	38,400	76,800	115,200	153,600	192,000	230,400	268,800	307,200	345,600	384,000	422,400	460,800	499,200	537,600	576,000	614,400	652,800	691,200	729,600	768,000
満40歳～満45歳未満	30,900	61,800	92,700	123,600	154,500	185,400	216,300	247,200	278,100	309,000	339,900	370,800	401,700	432,600	463,500	494,400	525,300	556,200	587,100	618,000
満45歳～満50歳未満	25,800	51,600	77,400	103,200	129,000	154,800	180,600	206,400	232,200	258,000	283,800	309,600	335,400	361,200	387,000	412,800	438,600	464,400	490,200	516,000
満50歳～満55歳未満	22,200	44,400	66,600	88,800	111,000	133,200	155,400	177,600	199,800	222,000	244,200	266,400	288,600	310,800	333,000	355,200	377,400	399,600	421,800	444,000
満55歳～満60歳未満	20,700	41,400	62,100	82,800	103,500	124,200	144,900	165,600	186,300	207,000	227,700	248,400	269,100	289,800	310,500	331,200	351,900	372,600	393,300	414,000
満60歳～満65歳未満	19,800	39,600	59,400	79,200	99,000	118,800	138,600	158,400	178,200	198,000	217,800	237,600	257,400	277,200	297,000	316,800	336,600	356,400	376,200	396,000
満65歳～満70歳未満(注1)	15,600	31,200	46,800	62,400	78,000	93,600	109,200	124,800	140,400	156,000	171,600	187,200	202,800	218,400	234,000	249,600	265,200	280,800	296,400	312,000

※次に掲げる職業に従事されている方については、加入口数の引受限度があります。月額補償額が165,000円以内の口数でご加入ください。

- 製材、チップ製造作業
- 建物の3階以上の高所作業（外線工事、造船、船舶修繕、その他）
- 営業用貨物車（4トン超）の運転手もしくは助手
- 道路工事および道路誘導作業
- 金属プレス加工作業
- 鋳造作業
- 製鉄作業
- 自衛官（防衛大学校生を含む）
- 坑内、トンネル内および地下工事等の作業
- 潜水、潜函およびサルベージ等の作業
- タクシー、ハイヤー運転手
- 船舶乗組員、港湾作業員
- 伐採、とび、発破、採石等の作業

ご加入の例

※加入口数は、平均月間所得の範囲内でお選びください。

1 〈30歳 女性 販売職〉

平均月間所得30万円（年収360万円）の場合



最高加入口数6口
(補償共済金月額288,000円)

2 〈40歳 男性 自営業〉

平均月間所得50万円（年収600万円）の場合



最高加入口数16口
(補償共済金月額494,400円)

こんな時にお支払いします

疾 病

くも膜下出血で手術を受け、入院と自宅療養の期間、営業が行えなかった。

5ヶ月間の入院・3ヶ月と17日間の自宅療養
〈就業不能期間257日間〉

美容室経営・女性
入院時の年齢 45歳
月額12口6,000円での加入の場合

★共済金お支払いの対象期間
8ヶ月17日ー免責（7日間）=250日

★お支払い共済金〈共済金額309,600円〉
309,600円×8ヶ月（240日）+309,600円× $\frac{10}{30}$ 日



2,580,000円

ケ ガ

自転車走行中、転倒して右足を骨折し、入院と自宅療養の期間、会社を休んだ。

2ヶ月間の入院と22日間の自宅療養
〈就業不能期間82日間〉

食品販売会社勤務・男性
入院時の年齢 35歳
月額6口3,000円での加入の場合

★共済金お支払いの対象期間
2ヶ月22日ー免責（7日間）=75日

★お支払い共済金〈共済金額230,400円〉
230,400円×2ヶ月（60日）+230,400円× $\frac{15}{30}$ 日



576,000円